

## 第2章

### 公募の実施に関する事項等



## 第2章 公募の実施に関する事項等

### 1 募集の位置づけ

都市公園法（昭和31年法律第79号）及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）に基づき、都市公園に公園施設を設ける者（以下、「設置等予定者」という。）の募集を行います。

### 2 申込資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により札幌市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - オ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月財務局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている者
  - カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから3年を経過しない者（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合を除く。）
  - キ 札幌市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（地方税法附則第59条第1項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている者を除く。）
  - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）
- (3) 札幌市内に団体の事務所があること。
- (4) グループによる応募
  - ア 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、同一施設のグループによる応募の構成団体となることができません。また、同時に複数のグループの構成団体となり、同一の施設に応募することはできません。
  - イ グループで応募する場合は、札幌市内に事務所のある団体を代表団体として定めてください。
  - ウ グループで応募する場合は、各構成団体について(2)の資格が必要となります。
  - エ グループで応募する場合、各構成団体は、協定の履行、本事業の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行等について、グループ全体として連帯して責任を負うものとします。また、グループの目的や運営に関わる事項について各構成団体が合意した旨を記した書面（コンソーシアム協定書副本（参考資料1参照））を他の申込書類と併せて提出していただきます。なお、当該書面の提出が遅れる場合は、別途ご相談ください。

- (5) 特定公園施設の設計を実施する法人は、都市公園又はそれに類する空間の設計の実績を備えることとします。
- (6) 特定公園施設の工事を実施する法人は、札幌市競争入札参加資格者名簿に「土木工事」又は「造園工事」で登録されているものであることとします。また、都市公園の工事实績を備えることとします。

### 3 申込書類(原則、A4サイズで統一してください。)

(1) 申込書(様式1)

※グループで応募する場合は、申込書(様式1)、グループ応募構成書(様式1-2)

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容		
2(1)	法人の場合	・法人登記簿の謄本(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)		
	法人格のない団体の場合	・団体の規約及び構成員名簿		
2(2)ア及びイ	法人の場合	不要		
	法人格のない団体の場合	・代表者の「身分証明書」 ・代表者の「登記されていないことの証明書」		
2(2)ウ・エ・オ・カ 2(3)札幌市内に団体の事務所がある		・2(2)ウ・エ・オ・カに該当しない旨及び団体の事務所所在地の申立書(様式2)		
2(2)キ	札幌市税	納税義務がある場合	・納税証明書(指名願用で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの)	
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・徴収猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書(この要項の配布開始日以降に交付されたもの)	
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書(様式2)	
	法人税、消費税及び地方消費税	納税義務がある場合	・納税証明書(未納の税額がないことの証明。この要項の配布開始日以降に交付されたもの)	
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・納税の猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書(この要項の配布開始日以降に交付されたもの)	
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書(様式2)	
2(2)ク		・暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿(様式2-2)		
2(5)、2(6)		・条件を満たしていることを証明する書類		

※グループで応募する場合は、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(3) 団体の活動内容等を記載した書類

以下の書類について提出してください。

グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

- ア 定款又はこれらに相当する書類
- イ 事業報告書又はこれらに相当する書類
- ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(4) 団体の経営状況を説明する書類等

以下の書類及び**様式 3**について作成してください。

グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

- ア 前3事業年度(令和2年度～令和4年度)の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類。  
※既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分
- イ 前3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類  
※作成しているもののみ
- ウ **様式 3** (前3事業年度の売上高総利益率、売上高営業利益率、売上高経常利益率、総資本回転率、総資本経常利益率、流動比率、自己資本比率、売上高有利子負債比率等を計算し記載)  
※既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分。なお、経理の方法等により提出が困難な場合には、その旨の申立書を提出してください。
- エ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類。  
※既に財産的取引活動をしている団体及び新たに都市公園の管理業務以外の事業を開始する団体のみ

(5) 公募設置等計画提案書(様式 4)

第3章に掲げる条件に留意のうえ、**様式 4**に示す内容に基づいて作成してください。

(6) 収支計画等(様式 5)

事業に係る収支計画等について、**様式 5**に基づいて作成してください。必要な項目があれば適宜追加してください。

- ア 投資計画(様式 5-1)
- イ 投資計画の積算根拠(様式 5-2)
- ウ 事業期間(R6年度～R25年度)の収支計画(様式 5-3)
- エ 収支計画の積算根拠(様式 5-4)

(7) 提出部数、書式等

提出部数 12部(正本1部、写し11部)

紙質は問いませんが、提出書類は原則として両面印刷でA4縦の簡易製本としてください。様式1～5については製本したものに加えて、電子媒体(CD又はDVD)に保存し提出願います。また、手書きでの作成はご遠慮ください。

なお、**様式 4**については、製本したものに加えて、電子データ(原則ワード)を電子媒体(CD又はDVD)に保存し提出願います。**様式 2-1**及び**様式 5-1～5-4**についても、製本したものに加えて、電子データ(原則エクセル)を電子媒体(CD又はDVD)に保存し提出願います。ただし、ワード及びエクセル形式により難しい場合のデータフォーマットについては、札幌市と協議を行い決定してください。

#### 4 公募スケジュール・申込方法等

(1) 公募スケジュールは以下の予定です。ただし、都合により変更となる場合があります。

項目	スケジュール
公募設置等指針の公表	令和5年8月31日(木)
公募説明会の参加申し込み期限	令和5年9月7日(木)
公募説明会の開催	令和5年9月8日(金)
質問の受付期間	令和5年9月11日(月)～9月25日(月)
質問に対する回答期限	令和5年10月10日(火)
追加質問の受付期間	令和5年12月1日(金)～12月18日(月)
追加質問に対する回答期限	令和5年12月28日(木)
応募申し込み期間	令和5年11月1日(水)～令和6年1月31日(水)
第1次審査期間	令和6年2月1日(木)～令和6年2月14日(水)
第2次審査期間	令和6年2月15日(木)～令和6年3月下旬
選定結果の通知	令和6年3月下旬～4月上旬
選定結果の公表	令和6年4月

(2) 公募設置等指針及び提出様式等の配布

ア 配布期間：令和5年8月31日(木)から令和6年1月31日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 配布時間：9時00分から17時00分まで。

なお、札幌市のホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/yurigaharap-pfi.html>)

(3) 公募説明会

ア 日時：令和5年9月8日(金)14時00分から

イ 場所：札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階  
みどりの推進部大会議室

※ 参加人数は、各団体で2名以内とします。

参加希望者は、札幌市のホームページから申込書をダウンロードのうえ、令和5年9月7日(木)17時00分までにみどりの推進課あてに電子メール又はFAXでお申込みください。

なお、説明会では公募設置等指針・様式を使用しますので、参加される方は事前に入手してください。

(4) 質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和5年9月11日(月)から令和5年9月25日(月)まで  
質問書に要旨を簡潔に記載し、電子メールにより、担当課まで送付してください。

イ 回答

令和5年10月10日(火)までに、電子メールにより回答します。また、質問の要旨及び回答は、札幌市のホームページに掲載するとともに令和5年11月30日(木)まで担当課において、閲覧することができます。

なお、質問に対する回答は、本指針を補足するものとします。

(4)-2 追加質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和5年12月1日(金)から令和5年12月18日(月)まで  
質問書に要旨を簡潔に記載し、電子メールにより、担当課まで送付してください。

## イ 回答

令和5年12月28日(木)までに、電子メールにより回答します。また、質問の要旨及び回答は、札幌市のホームページに掲載するとともに令和6年1月31日(水)まで担当課において、閲覧することができます。

なお、質問に対する回答は、本指針を補足するものとします。

## (5) 応募申込み

ア 申込期間：令和5年11月1日(水)から令和6年1月31日(水)まで

：9時00分から17時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

申込書類は、必ず持参により担当課に提出してください。郵送による受付はいたしません。

イ 提出部数：12部(3-(7)で示す提出部数、書式等のとおり)

## (6) 第1次審査

提出された書類について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査し、確認すべき事項が生じた場合は、本市より電子メールにて問い合わせを行います。

なお、計画の内容を確認するために追加資料の提出をしていただくことや、本市のコメントを書類に付す場合があります。(申込書類の修正は、軽微な修正を除きできません)

ア 申込資格を満たしているか

イ 法律、条令等に違反していないか

ウ 公園全体の管理・運営に支障が生じないか

## (7) 第2次審査

第1次審査を通過した提案について、「札幌市の設置する都市公園に係る公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において、選定基準に照らして最も妥当と認める団体を設置等予定者とし、次に妥当と認める団体を次点者として選定します。選定に当たり、令和6年3月下旬頃に選定委員会による面接等を予定しています。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

## (8) 選定結果の通知

選定の結果については、令和6年4月上旬までに申込者全員に文書での通知を予定しております。また、令和6年4月に札幌市のホームページにて選定結果の概要を公表します。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

## (9) 募集要項の配布場所・連絡先・問い合わせ先・申込書類の提出先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6階

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課 担当：能代、本田

Tel 011-211-2533 Fax 011-211-2523

電子メールアドレス：midori-suishin-kikaku@city.sapporo.jp

## (10) その他

ア 申込の撤回・再提出及び申込書類の修正はできません(軽微な修正を除く)。

イ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。また、内容に疑義がある場合は、調査、確認する場合がありますので、協力してください。

ウ 申込団体(グループの場合はすべての構成団体)は、「札幌市の設置する都市公園に係る公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」の委員、その他本件選定手続の関係職員に対し

て、当該選定に関して自己に有利になることを目的とした接触その他の働きかけを禁じます。当該接触の事実が認められた場合は、失格となります。また、公募設置等指針公表日から設置等予定者決定日まで、提案内容や審査内容等に関する問い合わせには、お答えできません。

エ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

オ 申込書類の著作権は申請者に帰属しますが、札幌市が設置等予定者の選定の公表等に必要  
な場合には、札幌市は申込書類の著作権を無償で使用できることとします。

カ 申込書類に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者  
の権利の対象となっている手法等が含まれていることによる責任は、申込者が負うものと  
します。

キ 申込書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

ク 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

ケ 申込みに係る経費は、全て申込者の負担とします。

コ 現在指定管理を行っている団体の管理運営に関する情報については、行政情報課（札幌市  
役所2階）の市政刊行物コーナーで閲覧することができます。

## 5 選定基準

設置等予定者の選定は、以下の選定基準（配点）の合計点（満点 200 点）により行います。

なお、合計点の 60%（120 点）を最低基準とし、最低基準点以上の点数を得た者の中から、合  
計点が最上位の応募団体を設置等予定者として選定します。

※選定基準表のうち、「評価項目 6 価格提案」のア及びウについては、以下の算式により機械的  
に採点します。

ア 提案された使用料により札幌市の負担が軽減されているか（配点 5 点）

＜使用料の最低額以下の提案は 0 点とし、提案額が最低額以上の例について採点＞

例) 最低額 89 円、A 団体が 90 円×900 m<sup>2</sup>、B 団体が 100 円×600 m<sup>2</sup>で提案した場合  
採点結果＝提案額／最高提案額×配点（小数点第三位以下を四捨五入）

$$A : \text{採点結果} = (90 \text{ 円} \times 900 \text{ m}^2) / (90 \text{ 円} \times 900 \text{ m}^2) \times 5 \text{ 点} = 5.00 \text{ 点}$$

$$B : \text{採点結果} = (100 \text{ 円} \times 600 \text{ m}^2) / (90 \text{ 円} \times 900 \text{ m}^2) \times 5 \text{ 点} = 3.70 \text{ 点}$$

ウ 特定公園施設の整備に係る、札幌市の負担額が抑えられているか（配点 5 点）

＜札幌市の負担上限額を超える提案は 0 点とし、提案額が上限額以下の例について採点＞

例) 上限額 8,800 万円、A 団体が 6,700 万円、B 団体が 8,600 万円  
で提案した場合

①の提案額の比較による点数に②の削減額による点数を加算したものを 1/2 した結果を採  
点結果とする。

① 提案額による比較点＝最低提案額／提案額×配点（小数点第三位以下を四捨五入）

$$A : \text{比較点} = 6,700 \text{ 万円} / 6,700 \text{ 万円} \times 5 \text{ 点} = 5.00 \text{ 点}$$

$$B : \text{比較点} = 6,700 \text{ 万円} / 8,600 \text{ 万円} \times 5 \text{ 点} = 3.90 \text{ 点}$$

② 削減率＝（上限額－提案額）／上限額

札幌市負担の上限額に対する削減率	点数
削減率 0%	1 点



削減率 0%超 4%未満の提案	2 点
削減率 4%以上 7%未満の提案	3 点
削減率 7%以上 10%未満の提案	4 点
削減率 10%以上の提案	5 点

A : 削減率 =  $(8,800 \text{ 万円} - 6,700 \text{ 万円}) / 8,800 \text{ 万円} = 23.9\% \Rightarrow 5 \text{ 点}$

B : 削減率 =  $(8,800 \text{ 万円} - 8,600 \text{ 万円}) / 8,800 \text{ 万円} = 2.3\% \Rightarrow 2 \text{ 点}$

採点結果 = (① + ②) / 2

A : 採点結果 =  $(5.00 \text{ 点} + 5 \text{ 点}) / 2 = 5.00 \text{ 点}$

B : 採点結果 =  $(3.90 \text{ 点} + 2 \text{ 点}) / 2 = 2.95 \text{ 点}$

※札幌市の負担額について 0 円が提案された場合は、計算上 1 円とさせていただきます。

表：選定基準

評価項目	配点	評価の視点
1 事業の実施方針	60	ア 公園のコンセプト・方向性に合致した提案となっているか
		イ 公募区域の活性化が見込まれ、新たな魅力創出や賑わいを図る事業の提案があるか
		ウ 公園利用者のニーズを多く満たす提案となっているか
		エ 指定管理者と連携した公園の活性化に繋がる取組が見込まれるか
		オ 市民との協働や地域団体と連携するなどの事業提案があり、地域や経済の活性化が見込まれるか
		カ 事業期間(20年間)継続して、公園の魅力や賑わいが保持され、集客が見込まれる提案となっているか
2 事業実施体制	45	ア 団体の組織及び財務状況が健全であるか
		イ 安定して事業を継続できる資金計画、収支計画となっているか
		ウ 継続して人員を確保し得る採用計画及び人件費の確保をしているか
		エ 適正な勤務条件の下に働きやすい環境を確保しているか
		オ 非常事態(災害及び事故等)に迅速に対応し得る体制となっているか
		カ 事業撤退等に至ると想定されるリスクとその対応方針は妥当か
		キ 都市公園における P-PFI 等(利便性の向上に資する収益事業)の良好な類似業務の実績があるか
3 理運営計画(全般) 施設の整備・管	25	ア 設計・施工・運営開始等のスケジュールが適切か
		イ 施設の配置や規模は、既存の公園施設の利用を促す位置にあり、公園の課題(駐車場不足や利用が少ない場所など)を改善するものとなっているか
		ウ 公園及びその周辺の景観と調和したデザインとなっているか
		エ バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮が行われているか
		オ 環境へ配慮した施設設計となっているか
4 象公園施設 公募対	30	ア 公募対象公園施設は、都市公園法に定める公園施設であるか
		イ 公募対象公園施設は、新たな機能(サービス又は設備)が快適に利用でき、高い満足度が見込めるか
		ウ 公募対象公園施設は、年間を通じて公園利用者の利便性や快適性の向上に寄与してい

			るか
		エ	公募対象公園施設は、収益確保の施策などにより、事業期間（20年間）安定した経営を見込むことができるか
整備・管理運営計画	5 特定公園施設の	25	ア 特定公園施設は、要求水準を満たしているか
			イ 特定公園施設は、公園の価値を向上させる施設として整備され、公園利用者の誰もが気軽に利用できるか
			ウ 特定公園施設は、事業期間継続して良好な管理・運営が可能な計画となっているか
			エ 駐車場の混雑緩和や混雑時の対応に関する施策が計画されているか
審査	6 価額	15	ア 提案された使用料により札幌市の負担が軽減されているか（※）
			イ 公募対象公園施設からの収益が公園施設の更新・補修や魅力向上事業等に還元されているか
			ウ 特定公園施設の整備に係る、札幌市の負担額が抑えられているか（※）

## 6 公募設置等計画の認定

札幌市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。

認定にあたっては、選定委員会での意見等を踏まえ、札幌市と設置等予定者との調整により、必要に応じて、公募設置等計画を一部変更したうえで認定する場合があります。

なお、認定後、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

## 7 認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施したうえで、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、設置等予定者は札幌市と協議のうえ、認定公募設置等計画の変更申請を行う必要があります。変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

## 8 認定公募設置等計画の取消し

設置等予定者または公募設置等計画について、事業の実施条件等に定める事項の不履行、法令違反または、詐欺その他不正な手段により認定を受けていたと札幌市が認めた場合、認定公募設置等計画及び設置許可の取消しを行うことがあります。その場合、設置等予定者の負担により、公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。設置等予定者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、札幌市は、設置等予定者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を設置等予定者へ請求します。

## 9 協定の締結

札幌市と設置等予定者との間で、以下の協定を締結します。

### (1) 基本協定

本事業の一般的事項を定める協定で、令和6年4月頃に締結後、原則20年間有効になります。

### (2) 実施協定

基本協定の締結後、特定公園施設の整備費に関する事項や、公募対象公園施設等の整備内容の詳細に関して定める協定で、工事着手前に締結後、原則事業終了まで有効になります。

の詳細に関して定める協定で、工事着手前に締結後、原則事業終了まで有効になります。

(3) 協定で定める事項

- ア 公募設置等計画書に記載された事項
- イ 公募対象公園施設の設計・整備に関する事項
- ウ 公募対象公園施設の管理・運営に関する事項
- エ 特定公園施設の設計・整備に関する事項
- オ 特定公園施設の引き渡しに関する事項
- カ 不可抗力による損害に関する事項
- キ 設置等予定者の責務と行為の制限に関する事項
- ク 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等に関する事項
- ケ 協定期間及び協定の解除等に関する事項
- コ 事業破綻時の措置に関する事項
- サ その他札幌市が必要と認める事項

10 法規制等

提案内容は、都市公園法(昭和31年法律第79号)、札幌市都市公園条例(昭和32年条例第3号)、札幌市屋外広告物条例(昭和46年条例第43号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、札幌市計画条例(平成19年条例第54号)及びその他各種関係法令を遵守してください。

また、事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続きについては、設置等予定者の負担により実施してください。

11 リスク分担について

本事業の実施における主なリスク分担は、以下の表のとおりとします。

なお、表に定める事項で疑義がある場合、又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、札幌市と設置等予定者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

種 類	内 容	負 担 者	
		札幌市	設置等 予定者
応募リスク	応募に関して必要となる事項		○
協定リスク	協定が締結できなかった場合の応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	協定締結後、協定を破棄せざるを得ない場合の応募・施設整備・管理運営の準備等のために負担した費用及び生じた損害		○
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令及びその他制度の改正・変更	設置等予定者が行う整備・管理運営業務に直接影響のある制度改正等	協議事項	
	上記以外の改正等		○
資金調達	必要な資金の確保		○

需要変動	需要変動による収入の減少		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	
	設置等予定者の責任による中止・延期		○
	設置等予定者の事業放棄・破綻		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加又は収入の減少	○	
	設置等予定者の提案に基づく業務内容の変更及び変更できないことに伴う経費の増加又は収入の減少		○
申請コスト	申請費用の負担		○
施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
運営費の増大	本市の責任による公募対象公園施設の運営費の増大	○	
	本市以外の要因による運営費の増大		○
施設の損壊等による修繕、事業の中断	公募対象公園施設		○
	設置等予定者の管理瑕疵に基づく特定公園施設の設備の損傷に伴う修繕及び事業の中断等		○
	設置等予定者の管理瑕疵によらない特定公園施設の設備の損傷に伴う小規模な修繕		○
	設置等予定者の管理瑕疵によらない特定公園施設の設備の損傷に伴う大規模な修繕及び修繕に伴う事業の中断	協議事項	
許認可等	本市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	設置等予定者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
債務不履行	本市の協定内容の不履行	○	
	設置等予定者の協定内容の不履行		○
損害賠償	公募対象公園施設、特定公園施設の不備及び施設管理上の瑕疵による事項		○
第三者への賠償	設置等予定者が工事・維持修繕・運営において第三者に損害を与えた場合（※）		○
不可抗力	不可抗力に伴う公募対象公園施設の復旧経費		○
	不可抗力に伴う特定公園施設の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
土壌汚染	土地の形質変更に関する届出等手続きに関する事項		○
	土壌汚染が発見された場合の費用負担等	協議事項	
埋蔵文化財	開発事業に伴う埋蔵文化財の協議に関する事項		○
	開発事業に伴う埋蔵文化財の調査に伴う費用負担		○
	埋蔵文化財が発見された場合の調整・費用負担等	協議事項	

性能リスク	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
警備リスク	設置等予定者の警備不備による事項		○
運営リスク	公募対象公園施設の機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等		○
引継費用	施設運営の引継ぎに必要な費用		○

※損害賠償保険等への加入をしていただきます。詳細は協定で定めるものとします。

## 12 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に設置等予定者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、設置等予定者は本市の承認を得て別の民間事業者により事業を承継することができます。承継しない場合は、設置等予定者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復する必要があります。

なお、設置等予定者が公募対象公園施設の原状回復を行わない場合、本市は設置等予定者に代わり撤去工事を行い、その費用を設置等予定者へ請求します。

## 13 その他

- (1) 認定期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕等、行政目的達成のため公募対象公園施設を除く公募区域の一部または全部について、設置等予定者による管理や市民への供用を停止する場合があります。前述の計画については、札幌市の財政状況等により規模や時期が変動するため、その都度札幌市より協議を申し入れることとします。
- (2) 応募の申込以降、認定期間終了（令和26年5月31日）までに申込団体の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更が予定されている場合は、申込前にお問い合わせください。

## 14 参考資料

- (1) コンソーシアム協定書（例）（資料1）
- (2) 百合が原公園管理運営方針（資料2）
- (3) 百合が原公園の改修に向けた方向性（検討資料）（資料3）
- (4) ウェルカムゾーン樹木整理イメージ図（資料4）
- (5) 駐車場整備数量参考調書（資料5）
- (6) 埋蔵文化財包蔵地分布図（資料6）
- (7) 都市公園法（資料7）
- (8) 都市公園法施行規則（資料8）
- (9) 札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）（資料9）
- (10) 札幌市都市公園条例施行規則（昭和32年規則第33号）（資料10）
- (11) 札幌市都市公園使用料等減免基準（資料11）
- (12) 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（平成28年条例第22号）（資料12）
- (13) 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成28年規則第18号）（資料13）
- (14) 個人情報保の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（資料14）
- (15) 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）（資料15）
- (16) 札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）（資料16）
- (17) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（資料17）

- (18) 札幌市オンブズマン条例（平成 12 年条例第 53 号）（資料 18）
- (19) 環境方針、札幌市環境マネジメントシステム実施要綱及び札幌市環境マネジメントシステム運用マニュアル（資料 19）
- (20) 暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル（資料 20）
- (21) 「札幌市の設置する都市公園に係る公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」委員名簿（資料 21）
- (22) 「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）（資料 22）
- (23) 「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）（資料 23）
- (24) 「札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱」（資料 24）
- (25) 札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（資料 25）
- (26) 札幌市屋外広告物条例（資料 26）
- (27) 百合が原公園敷地図（測量図）（資料 27）
- (28) 百合が原公園電気図面（資料 28）
- (29) 百合が原公園排水系統図面（資料 29）